

「新型コロナウイルス感染症」に関する保険商品のお取り扱いについて

FWD 富士生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下同じ）に関する、当社の保険商品における保険金・給付金、ご請求時のお取り扱い、商品付帯サービスについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 保険金・給付金のお取り扱いについて（2020年5月22日更新）

新型コロナウイルス感染症を原因とする疾病はその他の疾病と同様、疾病入院給付金、疾病入院一時金および死亡保険金のお支払い対象となります。

なお、「災害死亡保険金、災害遺族年金、災害高度障害保険金については、保障の対象外となります。」とご案内しておりましたが、弊社の保有契約全体への影響を勘案して、弊社が指定する商品・特約にご加入されている場合は、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡もしくは高度障害状態となった場合に、災害死亡保険金、災害高度障害保険金または災害保険金（災害死亡保険金等、以下同じ。）をお支払いすることといたします。

詳細は、インフォメーション「「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取扱いについて」の「5. 給付金・保険金のお取扱い」をご覧ください。

2. 保険金・給付金のご請求について

その他の疾病と同様、当社の総合サービスセンターにご連絡ください。

総合サービスセンターお問い合わせ先

0120-211-901

※通話料無料・受付時間 平日9:00~18:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

3. 商品付帯サービスについて

FWD 富士生命健康サービスの「健康医療相談サービス」では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談についても承っています。経験豊かな医師、保健師、看護師等を擁した相談スタッフが、24時間・年中無休で被保険者さま、同居のご家族さまの健康をサポートします。

FWD 富士生命健康サービスの詳細と対象となる商品については、当社オフィシャルホームページの当該リンクをご覧ください。 <https://www.fwdfujilife.co.jp/Home/customer/our-hoken-service>

(注) FWD 富士生命健康サービスは、FWD 富士生命保険株式会社の業務委託先であるティーベック株式会社が提供します。

（ご参考）新型コロナウイルス感染症に対するティーベック株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に対する相談対応を行っており、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方へは「帰国者・接触者相談センター」を案内する事としています。

「新型コロナウイルス」は、まだ全容が解明されておりません。感染経路・潜伏期間・感染予防等のご相談については厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った一般的な回答となります。